

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	道路に関する必要な措置命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第47条の3第2項
基準規定	車両制限令第3条～第12条
処分基準	車両制限令第3条～第12条 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	原因者への工事費用負担命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第59条第3項
基準規定	道路法第59条第1項・第3項
処分基準	<p>1 道路管理者は、2の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合においては、2の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p> <p>2 道路に関する工事に困り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施工するために必要を生じた他の工事に要する費用は道路法第32条第1項及び第3項の規定による許可に附した条件に特別な定めがある場合並びに同法第35条の規定による協議を除くほか、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	許可等の取消し、工作物除却命令等
処分権者	市長
根拠規定	道路法第71条第1項・第2項
基準規定	道路法第71条第1項・第2項
処分基準	<p>道路法第71条第1項、第2項 （道路管理者等の監督処分）</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、道路法又は道路法に基づく命令の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることが出来る。</p> <p>（1） 道路法若しくは道路法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>（2） 道路法若しくは道路法に基づく命令の規定又はこれらの規定による許可又は承認に附した条件に違反している者</p> <p>（3） 許偽その他不正な手段により道路法又は道路法に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、道路法又は道路法に基づく命令の規定により許可又は承認を受けた者に対し、1に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>（1） 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じたため</p> <p>（2） 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>（3） 前2号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて弁明の機会の付与又は聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	占用料等の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市法定外公共物管理条例第8条
基準規定	周南市法定外公共物管理条例第8条第2項～第4項;別表第1;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市法定外公共物管理条例第20条
基準規定	周南市法定外公共物管理条例第20条
処分基準	<p>周南市法定外公共物管理条例第20条 （罰則）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>（1）第4条、第5条第1項、第11条又は第15条の規定に違反した者</p> <p>（2）第5条第2項の規定により付された条件に違反した者</p> <p>（3）第16条の規定による処分又は命令に従わなかった者</p> <p>2 偽りその他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	占用等の許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市法定外公共物管理条例第16条
基準規定	周南市法定外公共物管理条例第16条
処分基準	<p>周南市法定外公共物管理条例第16条 （許可の取消し又は変更） 第16条市長は、占用者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該占用者等に係る許可を取り消し、その効力を停止し、又は許可の内容を変更することが出来る。</p> <p>（1）この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者 （2）許可に付した条件に違反している者 （3）偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、占用者等に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な処分を命ずることができる。</p> <p>（1）国等が、法定外公共物に関する工事を施工するためやむを得ない必要が生じたとき （2）占用者等以外の者に工事その他行為を許可する公益上の必要が生じたとき （3）前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	工作物管理者への費用負担命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第60条
基準規定	道路法第60条
処分基準	<p>道路法第60条                      （他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用）                      第60条 道路管理者が他の工作物の管理者に施工させた道路に関する工事に要する費用は、道路法の規定に基づいて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。ただし、当該地の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該地の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	通行の中止その他の措置命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第48条の16
基準規定	道路法第48条の15第1項・第2項・第3項
処分基準	<p>道路管理者は、次の違反者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のため必要な措置を講ずることができる。</p> <p>(1) 自転車専用道路を自転車による以外の方法により運行している者</p> <p>(2) 自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により運行している者</p> <p>(3) 歩行者専用道路を車両により運行している者</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	原因者への工事費用負担命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第58条第1項
基準規定	道路法第58条第1項
処分基準	<p>道路法第58条第1項 （原因者負担金）</p> <p>第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	受益者への工事費用負担命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第61条第1項
基準規定	道路法第61条第1項
処分基準	道路法第61条第1項 第61条 道路管理者は、道路に関する工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	車両の積載物の落下予防等措置命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第43条の2
基準規定	道路法第43条の2
処分基準	<p>道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するために必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	道路占用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	道路法第39条第1項
基準規定	道路法施行令第18条;第19条;第19条の2;第19条の3 周南市道路占用料徴収条例第2条
処分基準	上記の政令及び条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	工事原因者への工事施行命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第22条第1項
基準規定	道路法第22条第1項
処分基準	道路管理者は、道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施工させることができる。
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	他の工作物管理者による工事施行命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第21条
基準規定	道路法第21条
処分基準	<p>道路法第21条                      （他の工作物の管理者に対する工事施行命令等）                      第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施工させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施工させ、又は当該道路の維持をさせることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	道路課
処分の名称	違反車両の通行中止等の措置命令
処分権者	市長
根拠規定	道路法第47条の3第1項
基準規定	道路法第47条第1項・第2項・第4項 車両制限令第3条～第12条
処分基準	<p>道路管理者は、（１）、（２）のいずれかの者に対し、車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>（１）車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認められた規定（道路法第47条第2項）に違反し、若しくは車両の幅、重量、高さ、長さ及び最少回転半径に関する最高限度を超える車両の通行に関し通行経路、通行時間等について附した条件違反して車両を通行させている者。</p> <p>（２）道路において車両についての制限の基準を超える車両を通行させている者。※車両制限については、車両制限令による。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	